

地域医療支援病院について

地域医療支援病院とは

地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、地域医療の充実と効率的な医療提供体制を確立する上で医療機関の適切な役割分担と業務連携が重要であるとの認識のもと、患者に身近な地域でかかりつけ医等が第一線の医療を担い、地域医療支援病院はこれらへの支援を通じて地域医療の確保を図るものとして、平成9年の第3次改正医療法に位置づけられたものである。

その機能としては、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施をはじめ、救急医療の提供や地域の医療従事者に対する研修を実施することが求められており、病床規模が原則200床以上の病院から、病床の種別を問わず、精神科等単科の病院であっても地域における医療の確保のために必要であると認められるときは、「地域医療支援病院」の名称を称することを都道府県知事が承認する制度であり、令和元年11月末現在において大阪府内で37の病院（資料I参照）が承認されている。

地域医療支援病院の主な承認要件

- (1) 他の病院または診療所から紹介された患者に対して医療を提供する体制が整備されていること
- (2) 当該建物の一部、設備、器械または器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究または研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- (3) 救急医療を提供する能力を有すること。
- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
- (5) 原則200床以上であること。ただし、病床の種別は問わない。
- (6) 必要な構造設備・施設を有すること。
- (7) 3種類ある紹介率・逆紹介率にかかる承認要件のうち、いずれかを満たすこと。
 - ① 紹介率が80%以上であること
 - ② 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること
 - ③ 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること
- (8) 地元医師会の推薦（要推薦書）および地元二次医療圏における医療協議会の同意を受けていることを要する等、大阪府が承認基準（資料II参照）として定めている。

この他関係法令に定める要件をすべて満たしたうえで大阪府に申請することとなり、申請後に検査および大阪府医療審議会（病院新增設部会）への諮問を経て、その結果承認するか否かを決定する。

I. 大阪府内の既承認施設

【資料】

	施設名称	医療圏	承認年月日
1	医療法人橘会 東住吉森本病院	大阪市	平成 15 年 2 月 28 日
2	医療法人ペガサス 馬場記念病院	堺市	平成 15 年 2 月 28 日
3	医療法人愛仁会 高槻病院	三島	平成 17 年 12 月 28 日
4	宗教法人在日本南プロテスティアンミッション 淀川キリスト教病院	大阪市	平成 17 年 12 月 28 日
5	医療法人若弘会 若草第一病院	中河内	平成 18 年 12 月 28 日
6	独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院	大阪市	平成 19 年 12 月 28 日
7	府中病院	泉州	平成 19 年 12 月 28 日
8	独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター	北河内	平成 19 年 12 月 28 日
9	医療法人仙養会 北摂総合病院	三島	平成 20 年 11 月 21 日
10	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市	平成 20 年 11 月 21 日
11	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	大阪市	平成 20 年 11 月 21 日
12	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	南河内	平成 20 年 11 月 21 日
13	ベルランド総合病院	堺市	平成 20 年 11 月 21 日
14	地方独立行政法人大阪市市民病院 大阪市立総合医療センター	大阪市	平成 26 年 10 月 1 日
15	大阪赤十字病院	大阪市	平成 21 年 11 月 30 日
16	公益財団法人田附興風会医学研究所 北野病院	大阪市	平成 21 年 11 月 30 日
17	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会吹田病院	豊能	平成 21 年 11 月 30 日
18	市立池田病院	豊能	平成 21 年 11 月 30 日
19	パナソニック健康保険組合 松下記念病院	北河内	平成 21 年 11 月 30 日
20	医療法人警和会 大阪警察病院	大阪市	平成 22 年 11 月 19 日
21	市立岸和田市民病院	泉州	平成 22 年 11 月 19 日
22	市立豊中病院	豊能	平成 22 年 11 月 19 日
23	箕面市立病院	豊能	平成 22 年 11 月 19 日
24	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会千里病院	豊能	平成 23 年 11 月 25 日
25	地方独立行政法人堺市立病院機構 堀市立総合医療センター	堺市	平成 24 年 4 月 1 日
26	高槻赤十字病院	三島	平成 23 年 11 月 25 日
27	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院	堺市	平成 23 年 11 月 25 日
28	りんくう総合医療センター	泉州	平成 23 年 11 月 25 日
29	国家公務員共済組合連合会 大手前病院	大阪市	平成 24 年 11 月 28 日
30	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市	平成 24 年 11 月 28 日
31	八尾市立病院	中河内	平成 24 年 11 月 28 日
32	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会野江病院	大阪市	平成 25 年 11 月 22 日
33	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会中津病院	大阪市	平成 26 年 11 月 27 日
34	国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院	北河内	平成 27 年 11 月 19 日
35	市立東大阪医療センター	中河内	平成 27 年 11 月 19 日
36	公益財団法人日本生命済生会 日本生命病院	大阪市	平成 30 年 2 月 23 日
37	医療法人東和会 第一東和会病院	三島	平成 31 年 2 月 26 日

Ⅱ. 大阪府の承認基準（平成18年12月21日改正）

大阪府内で地域医療支援病院の承認を得るためには、法定要件等に加え以下の項目を満たす必要がある。（「法定要件等」には国の通知を含む。）

1. 各二次医療圏における適正な配置を調整するため、保健医療協議会での同意を得ること。
2. 病診連携確保の観点から紹介と逆紹介患者の均衡が取れており、地元医師会の推薦を受けていること。（要推薦書）
3. 紹介率及び逆紹介率（以下「紹介率等」という。）については、下記の要件を満たしていること。
 - ① 紹介率が80%を上回る要件で承認申請をする場合は、大阪府医療審議会（病院新増設部会）を開く直近3ヶ月の平均紹介率が80%を上回っていること。
 - ② ①以外の要件で承認申請をする場合は、大阪府医療審議会（病院新増設部会）を開く年度の紹介率等の平均が、直前の年度同様に上回っていること。
4. 承認を希望する病院が近隣の診療所（同一の開設者又は特別の関係にある者が開設する診療所）に外来機能を分離している場合において、当該病院と診療所が外形上一体性を有しているときには、病院及び診療所における患者数を合算して算定した上で、紹介率等の要件を満たしていること。

なお、外形上一体性を有しているときとは次の各号に定めることをいう。

 - ① 承認を希望する病院における外来機能の大部分を診療所に移行している場合
 - ② 診療所の外来患者数が承認を希望する病院のそれを上回る場合
 - ③ 承認を希望する病院が院内での案内、ホームページ等で外来患者を診療所へ誘導している場合
 - ④ 承認を希望する病院において外来の表示、外来診察室の数等病院規模に応じた外来機能がない場合
 - ⑤ 上記①～④に準ずる場合
5. 「救急医療を提供する能力を有する」とは、救急告示を受けていること及び救急用自動車を有することを含むこと。
6. 知事の重大違反事項通知を受ける等重大な法令違反を行った開設者は、その事実が改善されたと認められる日から起算して5年を経過するまで承認申請をできること。
7. 承認後に紹介率等が年度平均で承認時の要件を下回る等、法定要件等及び上記承認要件を欠くに至った場合は、自主的に地域医療支援病院を辞退すること。
(要誓約書)
8. 承認後に移転する場合において、移転後の新病院においても法定要件等及び上記承認要件をすべて満たすと認められる場合は、当該病院において地元医師会の同意を得た上で承認を継承すること。

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行

平成26年改正省令の概要

・地域医療支援病院の承認要件見直しについて

【旧】

- (1) 他の病院または診療所から紹介された患者に対して医療を提供する体制が整備されていること
 - ① 紹介率が80%を上回っていること
 - ② 紹介率が60%を上回っており、かつ、逆紹介率が30%を上回っていること
 - ③ 紹介率が40%を上回っており、かつ、逆紹介率が60%を上回っていること
- (2) 当該建物の一部、設備、器械または器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究または研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- (3) 救急医療を提供する能力を有すること。
- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
- (5) 原則200床以上であること。ただし、病床の種別は問わない。

【新】

- (1) 他の病院または診療所から紹介された患者に対して医療を提供する体制が整備されていること
 - ① 紹介率が80%以上であること
 - ② 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること
 - ③ 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること
- (2) 当該建物の一部、設備、器械または器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究または研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- (3) 救急医療を提供する能力を有すること。次のいずれかに該当すること。
 - ・地域の救急搬送件数の5%以上を担うこと
 - ・救急自動車により搬送された患者数が年間1,000件以上であること
- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
 - ・年間12回以上の研修を主催していること（当該病院以外の医療従事者が参加）
- (5) 原則200床以上であること。ただし、病床の種別は問わない。